

# スト規制法

## 電気事業に関する規定内容の今後の在り方を提言——労政審部会報告

# TOPICS

# 2

小売・発電の全面自由化などの電力システム改革に伴い、スト規制法の電気事業に関する規定内容の今後のあり方について検討していた労働政策審議会の「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律の在り方に関する部会」(部会長＝勝悦子・明治大学副学長)は二月二日、報告をまとめた。電気事業に従事する者などが争議行為として、停電させたり、

電気供給を停止させることを禁止しているスト規制法について、部会の労働者代表委員は、同法が電気事業の労働者の憲法上の労働基本権を制約しているなどとして廃止を主張したが、報告は、電力システム改革の進展と影響が不透明であることなどを理由として、「現時点では存続することやむを得ない」との結論をくだした。一方、禁止している争議行為の行政による解釈通知については、必要な見直しを行うべきだとしている。

わが国では、団結権、団体交渉権、団体行動権(争議権)の労働三権が憲法により保障されているが、民間労働者でも、争議行為のうち「正当でない争議行為」について法律で禁止されている場合がある。

その一つが、電気事業と石炭鉱業にかかる、いわゆるスト規制法(正式な

法律名は「電気事業及び石炭鉱業における争議行為の方法の規制に関する法律」)で、電気事業関係では、電気事業の事業主または電気事業に従事する者が争議行為として、スイッチオフ等で停電させたり、電気供給を停止させたりすることを禁じている。

### 電産ストの停電で国民に多大な影響

同法がつくられるきっかけになったのは、一九五二年(昭和二十七年)などに行われた産別単一組織である電産(日本電気産業労働組合)によるストライキ。当時、全国の配電会社と発送会社を組織化していた電産は、五二年の賃金闘争で、長期におよぶ電源スト(停電スト)を実施。これらによって、国民経済や日常生活に大きな影響がおよんだとして、翌五三年(昭和二十八年)にスト規制法が制定され、国民経済や国民生活に多大な支障を生じさせないようにするとの観点から、「正当でない争議行為」の範囲が明確にされるときともに、同行為が禁じられることとなった。

なお、電産は五二年のストを契機に、組合員からの批判などもあり脱退が相次ぎ、脱退した組合員らで五四年、電力労連を結成。電力労連がいくつかの組織再編を経て誕生したのが現在の電

力総連(一九八一年結成)となっている。

電力総連では原則として毎年、スト権を確立して春季生活闘争を行っているものの、直近でストが実施されたのは八二年(昭和五七年)で、三〇年以上の間、ストの実績はない。

### 改正電気事業法の附帯決議の要請

今回、労政審の部会でスト規制法の今後のあり方が検討されたのは、政府において電力システム改革の検討・実施が継続して進められており、電気の小売業への参入の全面自由化などを盛り込んだ「改正電気事業法」が二〇一四年の通常国会で成立した際に、衆参両院の委員会における附帯決議のなかで、有識者や関係者の意見を聞きながらスト規制法の今後のあり方について検討することが求められたためだ。

現在、電気小売が自由化されているのは電力量全体の約六〇%で、約四〇%は電力会社などの「一般電気事業者」が独占的に供給している。改正により、これが全面自由化される。

また、改正により、電力会社など新規参入事業者を区分していた「一般電気事業」と「特定規模電気事業」という電気事業類型が廃止されることになり、改革後は「発電事業者」「送配電事業者」「小売電気事業者」のように事

業の特性に応じて参入規制を課す。これにより、現行は一般電気事業者が大部分を担っている送配電事業について、中立化が促されることになり、既存の電力会社が運用している送配電網を、新規参入の再生可能エネルギー発電会社などが公平に利用できるようになる。改正法は二〇一六年の施行が予定されている

ただ、こうした改革に対して、労使関係の観点からは、「発電部門に様々な事業者が参入することによって、労働環境が不安定になるのではないか」「法的分離後にこの会社に労働組合ができ、どのように組織化されていくのか。今後に向けて不安なところがある」とともに、部会の公益委員の意見)との見方がある。

### 規制法は正当でない争議防止が主眼

今回の部会の検討では、最終的に、①労働基本権の保障とスト規制法の関係の整理②電気の安定供給と特殊性③電力システム改革の影響——という三つの観点を柱にして議論し、今後の方向性について結論を出した。

最終報告の中身をみていくと、労働基本権の保障とスト規制法の関係の整理については、「憲法第二八条は、労使間の対等な交渉を促進するために、労働者に団結権・団体交渉権・団体行動権(争議権)を保障している。このうち争議権については、全ての争議行為に保障が及ぶわけではなく、主体・目

的・態様（方法）等の観点から、正当と認められる場合にのみ、保障が及ぶものとされている」としたうえで、「スト規制法は、電気事業等において争議権の保障が及ばない『正当でない争議行為』の方法の一部を明文で禁止したものとされている」と、その位置づけをあらためて確認した。

公益事業で争議行為によって国民経済に多大な支障が生じるときに内閣総理大臣が決定できる労働関係調整法における緊急調整とスト規制法との関係についても言及。「いずれも国民生活等への影響に鑑みて争議行為を制限する点で共通」としながら、スト規制法は正当でない争議行為の防止を主眼とするものだとし、緊急調整は正当な争議行為も含めて一定期間禁止し、労働争議の調整・解決を狙いとする点で異なる」と記述し、二つの法律の違いを整理した。

### 争議可能性の高まりには強い不安

二番目の議論の柱である電気の安定供給と特殊性（電気事業の置かれた状況）に関しては、スト規制法の制定時と比較して、今日では「電気は、常時不可欠で代替不可能なエネルギー源」となったと主張し、「停電等が消費者や需要者に与える損害は計り知れないものとなっている」と指摘した。

一方で、電気事業に携わる労使は安定供給への使命感を持って事業を推進しており、また、積極的な設備投資などによって電気供給の安定性は「飛躍的に向上している」と指摘。しかし、東日本大震災後に計画停電等を経験した直後である国民の立場からすると、

「争議行為による停電発生の可能性が増すことに対しては、強い不安の念が示されるものと思われる」との見方を示した。

### 労使関係は安定だが今後は不透明

三つ目の議論の柱である電力システム改革の影響という観点では、①電気事業者間の競争環境②電気事業における労使関係③電気事業の業務——の三点から検討することが必要だとし、まず、電気事業者間の競争環境について、改革後はスト規制法の対象となる発電事業者を機動的に定める仕組みとなるものの、「競争環境が大きく変わる可能性もあり、現状で見通しを立てることは困難である」と結論づけた。

次に電気事業における労使関係については、「現状、労使ともに『安定・成熟している』という認識で一致している」としたが、電力システム改革による自由化後や送配電部門の法的分離後については、「現在のような安定した労使関係が保たれるか不安があると懸念する意見もあり、電力システム改革が労使関係に与える影響は不透明」とした。

最後の電気事業の業務については、争議行為時に非組合員によって代替できるか否かについて言及。同テーマについては、部会での議論の際に「短い期間であれば、非組合員で十分に対応可能」とする労働者代表委員と、「機械化等で置き換えができない業務には、一定の知識、技能、経験等が必要であり、非熟練労働者では容易には代替できない」とする使用者代表委員とで意見が対立しており、こうした状況を反

映して報告も「労使の間で見解が一致しない」と記述した。

ただ、今後の電力システム改革によって、発電・送電・変電・配電の法的分離が実現した場合には、事業間で組織の「壁」ができ、現場労働者の知識・経験が一層求められる可能性があるとも言及して、「現時点で非組合員による代替が可能と判断するのは困難」との見解を示した。

### 労働側の反対意見を付記

これらの考え方の整理を踏まえながら、スト規制法の今後の方向性について報告は、まず、「スト規制法について、現時点では存続することでやむを得ない」と主張。その理由について、①電力需給が逼迫し、供給への不安が残っていること②電力システム改革の進展と影響は不透明であること——の二点をあげた。

ただ、部会の議論で、労働者代表委員が「スト規制法を廃止して電力労働者の労働基本権を回復すべき」「電気事業に限って『電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない』として、特別法によって正当性が否定され、争議権が制約される理由が理解できない」などと意見したことに配慮し、報告は、労働者代表委員から「同法は廃止すべき」との意見があった」ことを付け加えて明記した。

また、報告は、「電気事業の事業主又は電気事業に従事する者は、争議行為として、電気の正常な供給を停止する行為その他電気の正常な供給に直接に障害を生ぜしめる行為をしてはならない」と規定するスト規制法の第二条に

関する解釈通知（一九五三年・労働次官通知）について、現在の電気事業の状況や、今後の電力システム改革等に伴い業務内容の変化が見込まれることを踏まえて「必要な見直しを行うべき」と提言した。

部会の議論のなかで、解釈通知が示されることで、「本来正当な争議行為が正当でない争議行為とされているのではない」「現在は、中央給電司令所もほぼコンピューターで制御され、いくら人を確保しても、通信網が遮断されれば制御が利かない。今の時代に合った法整備が必要」ともに、労働者代表委員との意見があり、公益代表委員からも「普通のストライキをした結果として電力の供給が阻害されてしまふことが常に『正当でない』かどうかは、議論の余地がある」との意見があったことにも配慮した形だ。

報告はまた、スト規制法のあり方については電力システム改革の進展の状況とその影響を十分に検証したうえで「今後、再検討するべき」と主張した。

スト規制法の廃止を求めてきた連合の神津里季生事務局長は二月二日に談話を発表。最終報告に対し、「こうした結論が示されたことは残念である」と強調し、「憲法二八条に定める生存権的基本権たる労働基本権は、全ての勤労者に等しく保障されるべきことはいくまでもない」として、引き続き廃止を求めていく姿勢を示している。

（調査・解析部）